

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和3年（2021年）10月28日付け令3柳健第766号で行った公文書の部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和3年10月22日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「〇〇 施設立ち入りについて 令和〇年〇月中に実施した立ち入り 施設内写真、対話、健康福祉センター内で共有する文章」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、令和〇年〇月〇日に一般社団法人〇〇（以下「当該法人」という。）が管理する施設に立ち入り、令和〇年〇月〇日に所内報告を行った「令和〇年〇月〇日付け業務連絡票」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

なお、本件公文書は、立入検査の状況を記録した業務連絡票（以下「業務連絡票」という。）及び施設平面図と立入時に撮影した現場写真（以下「写真」という。）の添付資料で構成されている。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和3年（2021年）10月28日付け令3柳健第766号で本件公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年1月17日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

もっとしっかりわかるように開示をしていただくため。何の情報もない。開示の意味がない。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が令和〇年〇月〇日に当該法人が管理する施設に立ち入り、令和〇年〇月〇日に所内報告を行った情報で、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条について

(1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハマまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又は口に掲げる情報に準

ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

(3) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(4) 第7号について

条例第11条は、実施機関は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の行政が、県以外の関係当事者との密接な関係のもとに執行されていることから、県と当該関係者との協力関係又は信頼関係を維持するため、公開することにより、これらの関係が著しく損なわれるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

ここで、「協議、依頼等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる指示、協議、依頼、照会、検討、調査等をいい、「関係当事者」とは、県の機関以外のすべてのもの

のをいい、「協力関係又は信頼関係」とは、当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係をいい、「協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがある」情報とは、全国を通じて一斉に公表するなど、統一的に取り扱うこととされている情報、非公開を条件に任意に提供された情報等をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

3 本件処分について

(1) 条例第11条第3号該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が条例第11条第3号該当として非開示とした部分について、当該法人の施設平面図や施設内部の写真が掲載されていることを確認した。

これらの情報は、当該法人の施設の間取り等に関する情報の情報であり、一般的に広く公表されることを前提としていない当該法人の内部管理に関する情報であり、公開することにより、当該法人において防犯上の支障が生じるおそれがあることは容易に想定され、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものと認められることから、当該情報は、条例第11条第3号本文に該当し、かつ、同号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

(2) 条例第11条第7号該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が条例第11条第7号該当として非開示とした部分について、業務連絡票中に当該法人の施設への立入検査における当該法人及び協力機関の関係者の発言内容等が記載されていることを確認した。

これらの情報は、公表されることを前提としていない当該法人及び協力機関の関係者の発言内容等であり、一方的に公開をすることにより、実施機関と当該法人及び協力機関との間の協力関係又は信頼関係が著しく損なわれ、今後、実施機関からの聴取に応諾しない等の支障が生じるおそれがあることが認められることから、条例第11条第7号に該当し、非開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、開示をすることで行政と当該法人の信頼関係が著しく失われるような写真があることは理解できない旨を反論書で述べているが、写真の非開示理由として条例第11条第7号は適用していない。

(3) その他

上記以外の適用号数の該当性について、本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、いずれも、非開示としたことは妥当であることを確認することができた。

なお、審査請求人は、当該法人に対する種々の申立て等について、審査請求書及び反論書で述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の開示非開示の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年 3月30日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年 3月23日	事案の審議を行った。
令和5年 6月 2日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和5年6月2日現在)